

会計年度任用職員の特別休暇の取り扱いについて

令和6年4月1日より、会計年度任用職員の特別休暇について、下記のとおり取り扱いが変更になりました。

記

1 有給の特別休暇に変更となるもの

- ① 子の看護休暇
- ② 妊産婦の健康診査及び保健指導
- ③ 妊娠中の通勤緩和

2 有給の特別休暇であったが、期間が変更となるもの

- ① 産前休暇（6週間 ⇒ 8週間 ※正職員と同じ期間に変更）
- ② 産後休暇（8週間 ⇒ 8～10週間 ※正職員と同じ期間に変更）

令和6年4月1日より変更になる会計年度職員に係る特別休暇部分（以下休暇は、全て有給の特別休暇）

| | |
|--|---|
| <p>②妊産婦の健康診査及び保健指導</p> <p>妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p> | <p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p> |
| <p>⑤妊娠中の通勤緩和</p> <p>妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p> | <p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> |
| <p>⑧産前休暇</p> <p>8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p> | <p>出産の日までの申し出た期間</p> |
| <p>⑦産後休暇</p> <p>女性の会計年度任用職員が出産した場合</p> | <p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）この場合において、産前休暇が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に満たない場合は、当該残余日数を産後休暇に加えることができる。ただし、産後休暇は10週間を超えることができない。</p> |
| <p>⑭子の看護休暇</p> <p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（<u>1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>）が、<u>その子の看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p> <p>※1時間単位での取得が可能です</p> <p>※子の負傷、疾病の場合の世話のほか、子に予防接種、健康診断を受けさせる場合に取得が可能です</p> |